

第8回子どもの権利・参画のための研究会

平成19年8月3日（金）午後6時から
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「子どもの参画」について
- (2) 「千葉県子どもの実態・意識調査」について
- (3) 今後の活動計画について

3 閉 会

第8回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成19年8月3日（金）午後6時から8時
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
参加委員 池口紀夫委員 黒木裕子委員 市川まり子委員 岡田泰子委員
甲斐久美子委員 佐藤浩子委員

事務局

ただいまから第8回の研究会を開催させていただきます。私、事務局側の司会進行を勤めます子ども家庭支援室長の市村と申します。よろしくお願いいたします。また池田委員におかれましては所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

さて、平成17年12月に開始されました本研究会も昨年度まで7回の協議を重ねていただきました。その協議を受けて、本年度はまず県内の子どもと親、それぞれ3,000名ほどを対象にアンケート調査を行ったところであり、その回収状況等につきましては、後ほど担当からご報告させていただきますが、本日は、アンケートの分析方法やまた「子どもの参画」についてご協議いただく予定となっています。

では、池口会長に以降の進行をお願いしてご協議をお願いします。

池口会長

それでは次第に従って進めていきたいと思いますが、第一は子どもの参画ということになっています。本研究会では今まで子どもの権利について、アンケート調査の方法などを中心に協議してきましたが、この研究会は「子どもの権利・参画のための研究会」となっており、一方の柱である参画については、どちらかといえばあまり話し合われてこなかったという経緯があります。

そこでこのテーマについて、どのように今後取り組んでいくかということをもまず協議しなければならない。そこで、今回ある程度作業の論点整理をしようということで資料1を見ていただきたいと思います。

7つの作業課題を整理させていただいて提案させていただきます。

1は、次世代育成支援計画における「子どもの参画」についてです。つまり子どもの参画というものが次世代支援計画の中でどのような経緯で位置づけられてきたのかということ振り返って確認作業をしなければならない。それがこの研究会の根拠にもなっているわけです。それが第一の作業かと思います。

2は「子どもの参画」の法的な根拠及び県の施策との関係を明らかにしていく。

第3は、参画ということが子どもにとってどのような意味を持つのか、あるいは

は大人にとっての意味はどうか、全体として社会にとっての意味はということについて整理する。

4点目は、「子どもの参画」の活動分野についてで、実際に参画というのとはどのような活動における参画なのか整理する。

5点目は、「子どもの参画」が目指すべき活動範囲をどのように考えたらいいか。

6点目は、千葉県内で「子どもの参画」に取り組んでいる実態におけるモデルを集めて整理するという作業です。

そして最後に、この最終的な目標というのは、「子どもの参画」を進めるための施策としてどのような方法が考えられるかを最終的な目標にしていかなければならないと思います。

というように7点の作業課題の提案をさせていただきます。この整理の仕方についてみなさんのご意見がいただければと思います。よろしくお願いします。

この一つ一つを議論してくださいというのではなくて、全体としてこのような作業課題でいかがでしょうかということについてご意見をお聞かせいただければと思います。

岡田委員

千葉県の中でどのような参画の実態があるか、そして大人はどう関わって参画が進むようにすべきか、それぞれの持ち場持ち場で何をすべきかということを中心にしながら実態を作っていくかと思ったものですから、今日の資料1にあることはすべてそのために必要なことだと思いますし、そのために内々ではありますが、委員の中で参画の事例集めも前年度より進めてきたところです。その中の声も少し集まってきていますので、その実態からも問題整理して学習しながら進めていくということについて私は賛成しています。

市川委員

私は、この権利・参画というのが並列というのはどうなのかなというのはあります。ただ権利と言った場合、権利侵害に対する権利保障というイメージが強くなるので、意見表明とそこにつながる参画を強調する意味ではいいのかなとも思いますが、でもやっぱり、参画は子どもの権利の中の重要な一つということで考えています。その上であれば、この手順で進めるということについて賛成します。

黒木委員

私も子どもたち一人一人の権利保障が実現されない中では、参画はあり得ないと思ってまして、この研究会もあるわけだと思いますが、そういうことについて児童家庭課とか事務局も集まってきていただいているわけですが、どう思われているのかなということも確認させていただいた方がいいのかなと思います。最終

的には具体的な方策に進んでいくわけですが、一緒に進めているわけなので、そのあたりのことをどのよう感じておられるのかお伺いしたいなと思います。

池口会長

いま市川さんや黒木さんがおっしゃったのは、子どもの参画というのは子どもの権利の中にそもそも位置づけられるべきであろうと、そういう関係の中でより明確にしていくことにより施策等に結びついていくだろうというご意見で、そういう関係の中で、支援計画に位置づけられた際の考え方を児童家庭課の方からお話いただきたいということですね。

それは是非お願いしたいところですが、その前に全体としてこのような7項目でよろしいかどうかということの判断をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか、今後の作業課題としてこの7項目を中心にみていくということ。

はい、ではそのことを確認した上で、もう1点、研究会として確認しておきたいのですが、先ほど岡田さんから内々という表現でありましたが、現在子どもの参画についての事例資料を集めつつあるということで、それはこの作業課題というと6番目にあたるわけですが、やはり何もなかったところに新たな施策を作るというのは無理があるわけで、どんな政策でも必ず先進的・先行的な実践というものがあるはずなんです。そういうものを一般化するということで方向付けして政策に結びつけていくということが必要で、研究会としてそういう事例収集を行っていくということですよ。

これがアンケートのように県として一定の組織を用いて行うということではなくて、委員のみなさんのネットワークを通じて徐々に収集しておいて6の作業課題の時に全体で共有して整理して分析していくということにしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

現在の収集の状況を岡田さんの方から説明してもらっていいですか。

岡田委員

いま20例くらい、地域と高校が中心なんですけど、設問の内容もみんなで考えまして、まずははじめの一步ということで、自分がこれは参画だと思うものをあげてくださいということで書いていただいたものです。

ここにいくつか実際のものでありますので、お返ししますのを見てみてください。

これは自分たちのホームグラウンドでそれぞれ集めたものです。

一例で、参画した子どもたちがどういう声をあげているかということを見ますと、「意見がぶつかって物事はやっていくものだということが分かった」、「まとめる大変さを実感した」、「やる気のない人にやる気を出してもらって、意見を言わない人に意見を言ってもらったことの大変さがよく分かった」、「それをクリア

したときに友達が増え、特に異年齢の友達が増えた」、「次にやりたいことが見つかった」、「また挑戦したいと思う」、「みんながいたから自分も頑張れた」という感謝の気持ちも述べられています。このような生の声がちりばめられた形で素朴に集まっています。

これをみますと子どもが社会の一員として自らやることでリーダー性が育っていく、社会の一員なので受け身ではダメだということが実感されていくということが言えるかと思えます。

池口会長

ありがとうございました。ほかの委員の方からもし補足があればお願いします。

市川委員

高校の事例ですが、三者会議で、子どもが参加してその会のあり方そのものに疑問を持ったり、それがこううまく活かしているのだろうかという疑問があるんだけど、それでもそれが続いている。保護者と先生と子どもがこうして話す場があるというのがいいのかなあっていう、なんかもっといろんな参画が、私たちが知らないだけであるのかなっていうね。

学校での子どもの参画って、どれだけあるのかしらって思っていたんですけど、実際は、各現場で、子どもたち、先生たち、それぞれの努力でこうして成り立っている。ほっておいたらできないところで、意識的にやられているんだなって感じました。

甲斐委員

子ども会の活動なども地域によっては形骸化してしまっていて、行事だけを大人主導で進めているというところがむしろ多いのかもしれませんが、たまたま私の住んでいるところの子ども会では、子ども達が提案したことを毎年恒例の行事にしたりしています。また、40年前に英会話教室として出発したある団体は、独自のやり方で子どもたちの意見を尊重し子ども主体で行事を作っています。

池口会長

いずれ6番において、全体としての参画事例を整理していかなければならないわけですが、おろらく現状の中では、いま甲斐さんも言われましたが、遊び行事であるとか、そういう分野での子どもの参画が最も多く行われていると思います。

あるいは一部、街づくりへの子どもの参画とかも見受けられますが…それと先ほど市川さんから学校の話がありました。今学校では、ほとんどすべての学校で人権についての学習、人権教育が行われています。しかしその中で参画がどのように位置づけられているかという、学校の中では意識され共有されているかも知れませんが、必ずしも社会的に共有されていない部分もあるのではないかと、

そういう事例等も今後ぜひカミングアウトさせていただくといいかと思えます。

あと例えば学校の中の問題として重要な問題である、いじめ問題について子どもの委員会ができて取り組んでいるという事例などがあれば是非収集していきたい。いまの段階では私の知る限りではまだそういう実践事例は聞いたことがないのですがね。ピア会議というものが開かれているというのはありますよね。これは上級生が下級生のカウンセリングというか、相談に乗ったりするなどということを通して、いじめなどの悩みを解決していくという試みなんですけど、そういう活動もあるようですね。いずれ委員会さんにもお願いして、そういう事例を是非教えていただきたいと思えます。

今日は、このことはこれくらいにして、いずれにしてもそういう趣旨で研究会として事例収集を行っていくということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、先ほど黒木さんからもありましたが、1番の項目についてです。すなわち次世代の計画の中に、この子どもの参画が位置づけられたことについて、事務局、児童家庭課からコメントいただければと思えますが、お願いします。

事務局

はい。昨年度から引き続いて事務局担当をさせていただいておりますが、今回は、池口会長から事前に資料をお送りいただいた際に、この1番の項目について説明するように宿題をいただきました。私もこの計画が策定された際の経緯については理解が十分でない点も正直ございましたので、改めて当時の資料などにあたりながら勉強させていただきました。しかしながら、それでもなおかつ委員の皆様の方がお詳しい部分も多々あるかと存じますので、不足の部分については補足していただけると助かります。

まず、先ほど委員の皆様からも人権と参画の位置づけについてのお話がありましたが、この計画の中では、「子どもと若者の参画」として位置づけられていることに気づきます。

この背景としては、計画の「基本的な視点」を考えていく際に、岡田委員等から国際条約であります「子どもの権利条約」の中にも取り上げられている「子どもの意見表明権」や「子どもの参画」について取り上げていくべきことが提案されました。また、その検討を進める際には、子どもを単に保護の対象と見るのではなく、従来の子どもの観はおそらくそういった保護の観点が強かったと思われませんが、そういう視点だけでなく、「子ども市民」の視点を持って行うことが大切であることが強調されました。

このことについては、知事からも「子どもの視点から考えるという視点を加えてほしい」との意見もあり、さらにはタウンミーティング等においてさまざまなご意見をお寄せいただきました。これらの意見の中には、「子どもの主体性をしっかりと見据えた上で」、このあたりがすごく大事なところなのかと思えますが、

「子どもの主体性を見据えた上で大人は子どもと向き合うべきである」とのご意見などもあり、その後各分科会にて整理された後、このよう「子どもと若者の参画」としてまとめられたと承っています。

池口会長

ありがとうございました。そうですね。最も重要な視点は、保護主義的な捉え方だけでなく子どもの権利条約の中にもある子どもの主体性を尊重する観点が極めて重要であるとの考え方の中からこの子どもの参画が出てきたということです。

当時、委員でした岡田さんの方から補足がありましたらお願いします。

岡田委員

そうですね。子どもの権利条約を全体のベースにするという話は共通としてあったわけですが、そのような考え方の中で、実際には小グループに分かれましてさまざまな意見を KJ 法という、ポストイットを使っていろいろ分類整理しながら意見をまとめていったんですね。その作業の中で、参画という視点がとても大事だということで浮かび上がってきたというのがありますね。宮本先生などからも子どもや若者の参画ということでご意見をいただいたりして、「子どもも若者も自分に関係のあることにはきちんと意見が言えるそういう社会、千葉県にしましょう」という思いがあったわけです。

ただ、この話の中では権利の中の参画なのか、権利・参画なのかといったところまでは深められなかったかと記憶しています。

ここに掲載していただいた「参画の階段」は、本からの引用だったので、出版社の了解を得るために当時事務局である少子化対策室でご苦労してくださったと聞いています。これを載せていただいたのは、参画というとすごく難しく捉えたり、レベルが高かったりというのがあったんですね。この階段で言うとトップのところなんですね。でも、そういうところだけじゃなくて、子どもに関することにはちゃんと情報が与えられているというところから参画が始まるんですね。自分に関することなのに分からない、どうやって知るのかも教えられていない、話も聞いてもらえない、これでは参画の一步も出ないわけですが、家庭においても、学校においても、地域においても、非常に重要なことだと思うんですね。

あまり大上段に考えないで、どの段階でもいいから、できるところからやりましょうよという具合に考えていただきたくて、この図を載せていただいたんですね。

私はこんなふうに当時のことを受け止めていますが、また違った見方もあった

かも知れませんが…

池口会長

そうだろうなと思います。外から見ていてもおそらくそうだったんだろうなと思いますよ。ほかに何かご質問があれば…

先ほどの「権利・参画」の中ポツについては、そうですね。確かにそんなにつめた議論はしていないですよ。当時は。

大事なことは先ほど事務局からありましたとおり、子どもの権利条約で出された現代的な子どもの権利に関する趣旨というのは、まさに12条に最もよく現れているというのが国際的な共通した評価でもあるわけで、ここにおいて子どもの主体性を尊重するというのは、第1項に意見を表明するという出されていますが、私が強調したいのはむしろ第2項で、これはものすごく重要だと思います。子どもの関わるあらゆる活動において、その活動が進められる手続きにおいて、子どもの意見を聴取する機会を保障するということを明記したことにあると思います。ここが参画の根拠になっていると私は思うわけです。これはどの分野においてもやらなければならないんですよ。これは取り決めですからね。

あと中ポツのことですが、確かに市川さんのおっしゃるように参画は子どもの権利の重要な一部だというのは、だれも異論のないところかと思うんですね。児童憲章にもそうありますから、それはもうそうなんですね。ただ、あえて権利・参画としたのは、実は私は大きな意味があると思っています。現在子どもの権利と一般に言ったときに、その中で参画が非常に重要なことなんだということは、必ずしも日本の社会のなかに基準化されていない。そういう状況の中で、もっともっと、この参画というテーマを前面に出していくんだということがこの中ポツにはあると思うんですね。政策化されたものもまだまだ少ないですから。

次世代育成の柱は、2つあるわけで、一つは「子育て支援」ですね。これは集中的に大きな予算とかも付けられて国をあげて進められていますが、もう一方は、次世代の当事者である子どもの育ちへの支援ですね。いわば「子育て支援」ですよ。子ども自身は育とうとしているわけで、そのことを社会としてどのように支援するのかということはまだまだ日本の社会においても弱い。そういう意味では、本来子どもの権利に含まれるんですが、あえて中ポツにして浮かび上がらせたというように見るとなかなか味があるなと私の勝手な思いでは捉えています。

で、このことだけ今日はやるわけでもないの、参画についての協議はこのあたりでとりあえず終わりにして、次第の(2)の子どものアンケートについての報告及び今後のことについてに移りたいと思います。

まず、アンケートの回収状況等について事務局からご報告いただけますでしょうか。

事務局

はい、それでは資料2をご覧ください。

まず、アンケートの実際の配布につきまして、まとめさせていただきました。

前回までのご協議で、子どもと保護者それぞれ3,000名を対象に、時期的には19年度の1学期を目途に行うことや、県の子ども会及び高等学校に御協力をお願いして実施することなどを整理していただきましたので、それに従いまして小学生及び中学生とその保護者に対してましては、千葉県子ども会育成連合会に、各支部ごとにおよその構成人数に応じて配布数を定めまして配らせていただきました。

また、高校生は子ども会への参加が多くないために、県内の高等学校に御協力いただき、地域性を考慮して配布させていただいたところでした。いずれも6月の中旬には配布を終えまして、1学期末であります7月末日を回収期限として各家庭より親子同封にて返信していただいたところでした。

ただ、7月末日の消印有効でありますため、今日もまだ届いているところでして、資料2の裏面に示しました回収数及び回収率等は、いずれも昨日段階の途中経過とご了解をお願いします。

その経過で見ますと、全体の回収率が22%弱となっております。高校生は全体より少し低く17%程度の回収率ですが、これでも個人的な思いからで申し訳ございませんが、よくこれだけ回答してくれたなと思うところもあります。学校で配布された用紙を家に持って帰って、自分だけならまだしも親にもやってもらって、それを一つ封筒に入れて返信する。はたして高校生でどれほどの数が返ってくるのかと不安がりましたが、少なくとも5人に1人ほどは、こうして返してくれる。もちろんお願いした学校での呼びかけなどもあったかとは思いますが、それにしても多少はほっとするような気がします。

また、数字には表れませんが、一昨日夕刻、わざわざ県庁まで持参してくださった親御さんもいらっしゃいました。郵送では間に合わなかったからとお持ちいただいたんですね。

さらには、昨日の夕方にも、お母さんから「出し忘れてしまったので、これから出そうと思いますが、これからでもいいですか」と電話がありました。「これからお出しいただくと、切手代がかかってしまうので、FAXとかでもいいですが」とお答えしたところ、「いいですよ。80円切手で済みそうですので、貼って出しますから受け取ってください。」とおっしゃられました。

確かに20数%という数字には、十分でないところもあるかとは思いますが、その一つ一つには、そういった思いも含まれていることをご報告させていただければと存じます。

池口会長

ご報告ありがとうございました。さて、今の報告について何かご意見はございますか。

黒木委員

確かに、いまのご報告にあるように高校生でこれだけいるのっていうことに関しては私もそう思います。ただ、この回収率というのは、事前に私たちも目標を立てたわけでもなかったのですが、一般的なアンケート回収率としてどうなのでしょう。

事務局

実施方法、配布方法や回収方法によりかなり違うと思いますので、一概に比較することは大変難しいと思います。私もここに他の調査の確実な数字を持ってきませんでしたので、何ともはっきりしたことは申せませんが、以前に当課で児童虐待の問題のアンケートを、これは機関に委託して行ったと聞いていますが、その際の回収率が30%程度であったと思います。今回は、すべてにおいて手作りの調査でありますので、単純な比較はできないかと思いますが。

佐藤委員

以前にメールでご連絡しましたが、八千代市で「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」を実施しています。その際の回収率が対象約2,000人に対して、21.7%でした。前に途中経過をメールでお知らせいただいた際に、この辺の数字がなんとか目標になればとお答えしたところです。

岡田委員

22%くらいと申しますと、返ってきた世帯数でいうと660世帯くらいですかね。

これは、今後もう少し呼びかけをしてみるということはどうでしょうか。まだ回収状況の少ない子ども会の支部さんとかに、もう一声かけてみるとか。

事務局

このアンケートを配布する際には、子ども会の支部長さんに大変お世話になりました。私も、いざ配る段になって気がついたこともあるんですが、例えばこのアンケートは子ども一人とその保護者一人が対で配布されるようになっていきます。そこで、例えば、一家庭で小学生と中学生といる場合、どちらの子どもに回答してもらったらいいか等の問題もありました。そこで配布に際しまして、この場合はこうしてくださいとかのお願い事をいたしましてやってみました。

子ども会にとっても夏休みは最も忙しい時期かと思いますが、かなりのお手を煩わせてしまったと考えています。また、地域によりましては、先ほどの甲斐委員のお話のように必ずしも活動が活発には行えないところもある。活動があればその行事の際に配ってやってもらうこともでき、おそらく回収率が高いところは、

そういう機会などをご活用いただいたのかなと思いますが、そういった行事がないところとなると、それこそ支部長さんとか役員さんとかが一軒一軒配って回らなければならなかったりもあったのかと思います。

そのような状況を考えますと、ここでもう一回呼びかけるというのもなかなか難しいように思います。

池口会長

もう少し声をかけてみるというのも難しそうだと思います。

事務局

今回の調査に準備した封筒等は期限を切ってしまっていますので、もし今後何らかの追加調査が必要だということになれば、方法を変えるなりして考えなければいけないかと思います。

例えば、団体とか学校とかに個別にお願いしてやってもらうというような。ただ、その場合は、結果の公平・公正を期す上で、今回やったものとは分けて考えなければいけないかと思います。例えば、ある学校にお願いして教室でやってもらって回収すれば、回収率はそれこそほぼ100%になるわけですが、その答えと、こうして家庭でやって親子で同封してもらって返ってきたものと同列で分析はできないかと思ひますし、調査方法の違いはきちんと明示しなければならないかと思ひます。

また、今回と同じ方法によりもう1回リセットして行うことも可能ではありますが、その場合は、それなりの期間・手順がかかってしまいますこともあります。

池口会長

同じ回収方法でなければ同列にはできないというのは、確かにその通りかと思ひます。

ただ今後のこととして今日是非協議しなければならないのはですね、標本数としてこれでいいかということなんですよね。もう少し標本数がなければということであれば、いま事務局からあったような方法等を検討していかなければならないかと思ひますよね。

他県の例では3,000というのがありますが、なんとかそれくらいは欲しいということもありますよね。全県単位ですからね。

このアンケートが重要なのは、今後のこの研究会の方向性を示す基礎的な資料となるべきものなのですよ。それを思うとやはりそれなりの数がないと信憑性に欠けるということにもなる。

次世代の計画で、子どもの権利に関する条例の必要性についても検討するというのもある中で、その必要性を検討する際の一つの貴重な資料ともなるという側面もあるかと思ひますよね。ただ意識を知るといいう意味だけのものではない

いということですよ。だからそれだけにきちんとした方法でなおかつ十分となる標本数がなければならぬだろうと思うわけですよ。

市川委員

こんな回収はあり得なかったんですよ。どれくらいだったら許せたかという数字だったと思うんですが、この数ではやはり子どもの声として少なすぎるかな。

今回の調査については、インターネット等を使って公開でやらなかったということですよ。子ども会と高等学校に依頼してやるという方法をとった。本当はそれと同時にホームページとかで公開してやるべきだったんですよ。

最初はそういう意見もあったんですけど、いろいろ可能性を探っている中で子ども会と高校にお願いすることになった。その段階でかなり絞ってしまったわけですよ。

ですから今回は第一段階としてはこういう形でやるにして、今後はもっとおおっぴらにホームページとかでやると。回収方法変えてもいいと思うんですよ、公開すれば。特定の団体をお願いするのは偏りが出ると思われるので、ホームページに載せちゃって、いろいろな市民団体とかから広く声を集めるというのではどうでしょうかね。

このアンケートだけが今後の資料となるのではないと思いますが、それにしても数が少ないとは思いますが。

池口会長

いままでの議論ではホームページに載せるという議論も確かにあったけど、あえてそれは採らなかったんですよ。ホームページでやるというのはメリットと同時にデメリットもあるわけで、今回はそれは採らなかったんですよ。

黒木委員

そうですね。例えば子ども会で私の住んでいる地区の子ども会ですと役員の方々を知っていますので、そういった方々に声をかけるというのは可能ですけど。

いい方法なかなか思いつかないですけど、数を増やすということに対して私たちもそれぞれ努力していかないとね。

岡田委員

いますでに行ったものをこれ以上回収率を高めるのはなかなか難しいそうですが、学校となると、やはり偏ってしまうと思いますので、地域で活動している団体とかに少し広げてやってみる。そして今後やる部分についてはきちんとコード番号で種分けをするということはどうでしょうか。

せっかくこれまで頑張って設問も作ったわけなので、もう少し努力してみてもと感じています。

池口会長

事務局としてここまでの意見を聞いて何かありますか。

事務局

この調査をどういうことを目的として行っているかということだと思っておりますが、意識や実態に関して全体の傾向を知ることによってやっているのだとすれば、やはり特定の団体に対して行うというのはどうなのかなと思います。全県の意識を反映しているのかと問われたときに、説明がしづらくなるということもあります。

ですので仮に追加で行うとしても、今回行ったのと同様に、地域とかを偏らないように整理して行うということが大事なのではないかと思います。

ただ標本数が必要だということであれば、集められるところからというのもあるかとは思いますが、そのへん何を重視して行うかということはこの研究会として整理して行うことが必要なのではないのでしょうか。

で、もう一つですね。今回の回収率が20%程度であったというのも、一つの結果として受け止めて分析することも大事なのではないのでしょうか。

池口会長

回収の方法や配布先等がとても大事だというのはおっしゃるとおりだと思います。また、先ほどの話にもなりますが、ホームページでの方法というのは私はリスクが大きくあまりやりたくないなと思います。操作が可能なのであまりよくないように思います。

そう考えてきますと、やはり学校にお願いするのが一番偏りがないように思いますよね。小学生から中学、高校と地域性を考慮しながらお願いするというのが、特定の団体を対象とするよりは全体の意見を反映しやすいと思うんですよね。

集めやすければいいというものでもないと思いますよね。

事務局

もし委員のみなさんのご了解が得られれば、第2次の調査というか追加の調査を行うという方向で検討させていただきたいと思います。

今回は返信用封筒の期限を回収期限にあせてしまいましたので、次回行う際には、少し余裕を持たせて、回収状況によっては後からもう一声かけてお願いするくらいのゆとりを持たせて行うなどという工夫も考えなければと思います。

池口会長

よろしいのではないかと思います。具体的な方法はつめなければいけないのでここでは結論でないと思いますが。

事務局

できればどのくらいの回答数、標本が必要かということをご協議いただければと思います。

池口会長

できれば3,000といたいところですが、それは回収率から配布数を考えるとなかなか大変だと思いますよね。予算とかの問題も絡んできますからね。

事務局

確かに3,000集めるとなりますと、配布数は10,000を超えてやらなければならなくなりますので、この場で大丈夫ですとは言えない数になってしまいます。配布先や確かに予算面のこともありますので、申し訳ございませんが今ここで即答できるものではなくてきてしまいます。

市川委員

私は最初からちょっと不安というか、本当に集まるんだろうかとは思っていたんですよね。

大人3,000、子ども3,000で、全部返ってくるのは無理としても半分ぐらいはと思っていましたが。

池口会長

それはあり得ないと思います。

市川委員

でも、大人3,000、子ども3,000を得るためだったら、最初からこれでは無理ですよね。それぞれ3,000集めるというのではなくて、3,000配布するというのでやったんですから。

ですから、今これからもう一度各3,000を集まるというのはちょっと無理なのではないでしょうか。

池口会長

確かに目標と実現可能性は考えなければならないので、そのあたりは事務局とつめなければならないとことでもあります。

岡田委員

以前私たちがやった調査は、保育園の園長先生とかに直談判にお願いして、回収も着払いでやったというのがありますが、それを大学の研究室にお願いしてスキャナーで読み取って集計・分析をしたという。

ですので、今回は今回として、次にやるときにもっと予算を取っていただいてやるということしかないのではと思うんですよね。

1, 000くらいでしたら上積みで頑張れると思うんですが、3, 000となると、そう簡単にはできないですよ、とても今年度中には。

来年度に行うというのであれば、それはまた経年変化とかもみられるかとも思いますが。

また、集計もね、手作業で打ち込みをされると聞いたものでね。ちょっと聞いたところですがね、それは大変だろうと、とても3, 000なんていったら…

市川委員

私がもう一つ心配しているのは、このアンケート調査の集計・分析をやって、それからというふうに考えますと、どんどん遅くなってしまいうんですよね。

だから、このアンケートは一端ここで切って集計・分析を行った方がいいと思うんですよね。

それでこの分析をしながら、この研究会の拡大を図っていくこともしなければいけないと思うんですよね。確か、研究会の委員を拡大するようなことも提案されたと思うので、そのこともやらなければならないと思うんです。

この研究会のメンバーですとやはり限られたメンバーですよ。ですので、もっといろいろ入ってもらおうというようなことも検討しなければならないと思うんです。

池口会長

今の市川さんの意見でしたら、ここで一端終わりにしてということですが、岡田さんの案ですと、1, 000まではなんとかということですね。

これをやりつつほかの作業課題もできないわけではないわけですので、どうでしょうか1, 000くらいはなんとか。

事務局

確認ですが、今までのものも合わせて1, 000ということでしょうか。

池口会長

そうですね。

事務局

少し整理させていただきますと、標本数を今までの分も合わせて1,000を目標とする。それは今年度中に行うということによろしいでしょうか。細かな部分についてはもう少しお時間をいただいて検討させていただくということで。

池口会長

では、その線でいきますか。

各委員

そうですね。

池口委員

それでは、あと集計のことについて少し協議をしておく必要がありますが。と申しますのは、分析の視点をあらかじめはっきりとして集計作業に入る必要があるのですが、これは事務局中心に、我々委員の方でも入って、集計の仕方がありますのでね、我々の方でも入って行わなければならないと思いますが。どのような項目を対比させるとか、クロスを採るとかいうことがありますから。これを事務局に全部お願いするのなかなかご苦労なことだろうと思いますので。少し委員からもチーム的に入ってその作業を行うというのがいいのかと思いますが。事務局の方からはどうですか。

事務局

そうですね。確かに集計に入るに際して、私自身も専門的なスキルがないもので、委員の皆様のご助力をお願いしたいところです。特に分析方法等について教えていただきながら進めないといけないかと思っています。何も考えずにただ単純に打ち込んで、後で分析する段になったらまったく使えなかったということになってしまってもいけませんので。よろしくお願いします。

池口会長

では、そのチームなのですが、一応の案としまして、先ほどの調査についての説明もありましたので岡田さんにまず入ってもらって、それから八千代市の調査についてご存じの佐藤さんにもお願いしていいですか。あと頼りないですが私も入らせていただいて、ということではいかがでしょうかね。

岡田委員

ちょっといいですか。反対というわけではないので。

このアンケート作るときもそうだったんですが、原案からみんなで考えて作っていったので、分析の視点、これとこれの関係をみましょうというようなことを作るんですよね、仮説というようなことを。でしたら、やはりそれは全員から意見をいただきたいと思うんですよね。その意見を整理するのはある程度限られた中でやるのはいいと思うんですが、最初はみんなでというのはどうでしょうかね。

池口会長

会を開いてやるのがいいですか、メールのやりとりでいいですか。

市川委員ほか

こんなちゃんとした会でなくていいから、どこかで集まったらどうですかね。

池口会長

事務局はそれでいいですか。

事務局

はい。

甲斐委員

この分析というのは、親子で対比できるようにやるんですか。それぞれコード番号付けて。それとも親全体と子ども全体の対比でやるのでしょうか。

岡田委員

両方ですよ。親子の対比と全体の対比ができるようにするんですよ。また親同士、子ども同士の分析も大事ですよ。

池口会長

なかなか大変だと思うんですが、事務局が抱え込まないで、どんどん委員を使ってください。みなさんそれなりにストック持っていますから。

事務局

ありがとうございます。

池口会長

基本的にはそういう進め方でよろしいでしょうか。どのくらい集計にはかかりますかね。

事務局

今集まった分については、そうですね、一人で打ち込みをするとすれば1月から2月ほどいただけないでしょうか。

各委員

それは分析の視点が示されてからですよ。

事務局

そうですね。

池口会長

であれば、なるべく早い段階で集まってやることを考えましょう。

事務局

それでは、8月のお盆過ぎから月末までの間で日程調整をさせていただくということでしょうか。

池口会長

では、それをお願いします。

岡田委員

それで、その日までに各委員が分析方法を考えてくると、宿題ですね。

池口会長

それでは、それはそういうことをお願いします。

さて、それでは最後の(3)ですが、今後の活動ということで、一つはこのアンケートが終わったらこの研究会を拡大していくということを検討しなければならない。それと二つめには子ども人権にかかる活動をしている諸団体からお話を聞くということですね。

そして、先ほど参画についての課題をラインアップさせていただいたですけど、特に施策的なことなどについては、その方面の専門の学者さんにお話を聞いて委員として学習をする必要があるかなとも思います。

内々に事務局ともお話をしたのですが、時期的にちょっと直近すぎて、これから県としてというのは無理があるということで、それも致し方がないところかとも思いますので、というもの、適当かと思われる講師に打診したら8月の29日しか空いていないということなんですね。ちょっと本当に直近なのですが、もしそれでみなさんご都合がつけば、研究会としてですね勉強会というか学習会をやりたいなと思うわけです。県としてというわけではなくて、自主的にやるということで、逆に言えば誰が参加してもいいということですが、どうでしょうかね。

黒木委員

いいんじゃないでしょうか。やりましょう。必要ですよ。

池口会長

ではそれはその方向で進めましょう。

ほかに何かありますか。

市川委員

この研究会の拡大を考えていきましょう。もっと子どものことに関わっているいろんな方に参加していただいて進めることが必要だと思うんです。

池口会長

そうですね。この研究会は次世代育成計画の中の研究会ですから、県民の意見が反映されるような形で、幅広い中から委員を拡充するということが求められますよね。今のままでは分野的のもまだ偏りがあるようにも思いますからね。教育関係の方々であるとか、児童福祉の関係であるとか。

黒木委員

子どもの活動をしている団体、松戸ですとか佐倉ですとか、いろんな団体がありますし、そういう中から子どもたちも呼んでというようなことも考えていきたいですね。もちろん今すぐというわけじゃないんですが、そのへんは柔軟に考えてやっていきたいですよ。きちんと会議をするときと、みんなで勉強するときと柔軟にやっていければいいなと思います。

池口会長

今後のプログラムの中でどういうところに位置づけてやっていくのかということの方針は明確にしなければいけないですけどね。いずれにしても、子どもの意見を十分に聞くという機会は是非必要ですね。

委員と事務局で子どもが活動している場面に行って意見を求めてくる、このアンケートのことですか、あるいは子どもの権利条約のことですかの意見を聞いてくる。そういうこともやろうと思えばできるわけですよ。

岡田委員

子どもの参画の事例で、大学生とか意見を聞いていますと、これはどこに結びつくのですかと必ず聞いてきます。訳の分からないものには答えたくない。自分たちの答えにちゃんと返してほしいっていいですよ。すごく大事なことだと思います。

あと千葉県の人権指針、それを作られた方たち、さまざまな人権に関わっていらっしゃる方たちのお話なども是非伺ってみたいとも思います。

池口会長

考えると実にいっぱいあるんです。作業課題が。ですので、今後はもう少し回数を増やしてやっていかないといけないかと思っておりますので、事務局としてもよろしくお願ひします。

参画だけでも先ほどあげただけありますから。要望ということで会議の回数のことについては是非ご検討ください。

今日も、もう既にこれで時間いっぱいになってしまいましたが、ちょうど予定されていた協議題も一通りできましたので、よろしいですか。本日はこのあたりで。

事務局

本当に遅い時間までありがとうございました。今後は、アンケート分析の会合について、週明けにでも担当から日程の調整について連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。